



国保・年金

国民健康保険料納入通知書を送付

国民健康保険料は、皆さんの医療費をお支払するための貴重な財源です。納期限内に必ず納付するようご協力ください。

◆保険料の年金天引き（特別徴収）
次の～のすべてに該当の方は、原則、年金天引きで保険料を納めていただきます。

世帯主が国保の加入者であること
国保の加入者全員が65歳以上75歳未満であること

特別徴収対象年金が年額18万円以上あり、かつ介護保険料と合わせて年金額の2分の1を超えないこと

該当する方は、納入通知書でお知らせしています。該当されない方と、今年度中に世帯主が75歳到達により長寿医療制度（後期高齢者医療制度）へ移行する場合は、納付書や口座振替で納めていただきます。

◆年金天引きから口座振替への変更
年金天引きの対象になった方でも口座振替による納付を選択することができます。

以前口座振替だった方
納入通知書に同封の「納付方法変更依頼書」に記入し、健康年金課（田無庁舎2階）へ申請してください（郵送可）。

新規に口座振替を申し込む方
金融機関などで手続きした後「口座振替依頼書（本人控）」を持参し、申請してください。郵送を希望する方は、必ず「口座振替依頼書（本人控）」のコピーを同封して郵送してください。

いずれも7月中の申請により、10月分から年金天引きを停止します。

8月以降も申請は受け付けますが、申請の時期により12月分以降の年金からの変更となります。
健康年金課 ☎（☎460 - 9822）

国民健康保険限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の更新

医療機関で1か月に支払った窓口負担が自己負担限度額を超えた場合、その超えた分が後で高額療養費として支給されますが、国民健康保険に加入し、保険料の滞納がない70歳未満の方が入院したとき、「限度額適用認定証（住民税非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」）を医療機関に提示することにより、入院時の1か月に支払う窓口負担は自己負担限度額までとなります。

自己負担限度額は毎年の所得により決定し、有効期限は7月末日までです。現在、認定証をお持ちの方も申請による更新が必要となります。

なお、70歳以上の方は、「高齢受給者証」を提示することで同様の窓口負担となります（住民税非課税世帯の方は「標準負担額減額認定証」の申請をしてください）。

高額療養費および出産育児一時金の支給が見込まれる方に、支給を受けるまでの間に必要な資金の貸付けを行っています。

◆高額療養費資金貸付
高額療養費の支給が見込まれる世帯主の方へ、支給見込額の8割以内の資金を貸し付ける制度があります。

☎高額療養費の支給対象となる療養を受けた方で、当該療養費用の請求を医療機関などから受けた方、またはその費用を支払った方。

償還方法 保険審査後に支給される

高額療養費の中から精算します。

◆出産費資金貸付
出産後に「出産育児一時金」の支給が見込まれる方で、出産予定日前に出産に要する費用が必要となったときに、一時金の支給額の8割以内の資金を貸付ける制度があります。
☎一時金の支給が見込まれる出産予定日まで1か月以内の方 一時金の支給が見込まれる妊娠4か月以上の方で、その出産費用の請求を医療機関などから受けた方、または支払った方。

償還方法 出産後に支給される一時金の中から精算します。

なお、出産予定日まで1か月以内で、出産する医療機関の了解をいただければ、出産後支給する一時金を医療機関に直接振り込むことができる制度もあります。

申請窓口 健康年金課（田無庁舎2階）
健康年金課 ☎（☎460 - 9821）

後期高齢者医療保険料額決定通知書（兼納入通知書）を送付

保険料の計算は、20年中の所得に基づいて21年度の保険料を計算し、「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を7月中旬以降にお送りします。

◆年金天引きの方
20年中の所得による保険料の決定通知書を郵送します。
決定額 - 仮徴収済分（4・6・8月）= 10・12・2月の年金額から引かれる額

◆年金から天引きでなかった方
7月中旬に「後期高齢者医療保険料決定通知書兼納入通知書」を郵送します。納付書は7～2月までの8期に分けてお支払いいただきます。

納付期間は、毎月の月末までに近くの金融機関などでお支払ください。自動支払を希望される方は、同封の「預金口座振替（自動払込）依頼書」により金融機関での手続きが必要です。

自動支払を希望される方は、同封の「預金口座振替（自動払込）依頼書」により金融機関での手続きが必要です。

第1期（納期限7月31日）はお近くの金融機関などでお支払ください。第2期（納期限8月31日）以降口座振替（自動払込）の開始が可能となります。

2月1日以降に長寿（後期高齢者）医療制度に加入された方および転入などされた方、平成20年度の所得が更正された方には、平成21年度の「後期高齢者医療保険料額決定通知書」のほかに、随時賦課用の「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を郵送しています。納期は、7月31日の1回です。平成21年度の保険料とあわせて納付をお願いします。

「東京いきいきネット」で情報提供を行っています。
☎http://www.tokyo-ikiiki.net
健康年金課 ☎（☎460 - 9823）

税

家屋調査にご協力を

下記の期間中に新築・増改築した家屋は、平成22年度から固定資産税・都市計画税の課税対象となります。

市では税額の基となる家屋の評価額を算出するため家屋調査を行なっています。

☎平成21年1月2日～平成22年1月1日に新築・増改築した家屋

◆家屋調査 資産課税職員が対象の家屋を訪問し、家屋の内装・外装（屋根・外壁・天井[※]）および住宅設備（風呂・トイレ[※]）を調査します。

◆調査日時 調査対象となる家屋の所有者には、事前に書面でお知らせします。書面が届きましたらご連絡ください。都合の良い日に、調査に伺います。

資産課税課 ☎（☎460 - 9830）

認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額

平成21年6月4日～平成22年3月31日までの間に、認定長期優良住宅を新築した場合、当該住宅に係る固

「定額給付金」・「子育て応援特別手当」の申請はお済みですか？

市では、4月10日(金)に給付対象となる世帯の世帯主（外国人登録されている方は本人）あてに申請書を発送し、4月13日(月)の受付開始日以降順次支給を行っています。まだ、申請がお済みでない方は、10月13日(火)（消印有効）までに郵送で申請してください。

申請書類などについては、給付事業にのみ使用し、適法かつ適切な管理・保管・廃棄を行います。

定額給付金

必要書類 定額給付金申請書 申請者本人の確認書類（運転免許証、旅券[※]）の写し 振込先口座の金融機関名・口座番号・口座名義人（カナ）がわかる通帳またはキャッシュカードの写し

給付方法 給付決定後、指定の金融機関口座へ振り込みます。事前に振込日などを記載した「定額給付金給付決定通知書」を送付します。ゆうちょ銀行は、一般の金融機関より振込みに時間がかかります。定額給付金担当 ☎（定額給付金専用ダイヤル☎421 - 2202）

子育て応援特別手当

必要書類 子育て応援特別手当支給申請書 申請者本人の確認書類（運転免許証、旅券[※]）の写し 振込先口座の金融機関名・口座番号・口座名義人（カナ）がわかる通帳またはキャッシュカードの写し

給付方法 給付決定後、指定の金融機関口座へ振り込みます。事前に振込日などを記載した「子育て応援特別手当支給決定通知書」を送付します。ゆうちょ銀行は、一般の金融機関より振込みに時間がかかります。

子育て支援課 ☎（☎460 - 9840）

「振り込め詐欺」にご注意ください！ 市が現金や手数料の振り込みを要求することは絶対にありませんので、十分にご注意ください。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の更新

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は7月31日(金)までです。現在、認定証をお持ちの方で、8月1日(土)から該当される方は、7月下旬ごろ郵送します。

☎後期高齢者医療被保険者証の一部負担金の割合が1割負担の方
低所得Ⅱ...世帯員全員が住民税非課税の世帯に属する方
低所得Ⅰ...世帯員全員が住民税非課税であって、年金収入80万円以下（その他の所得がない）の方および老齢福祉年金受給者

現在、認定証をお持ちでない方で、上記に該当の方は申請が必要です。認定証を入院の際に提示することにより食事代と保険適用の負担が減額されます。

認定証...後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証
広域連合では、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）について、「東京いきいきネット」☎http://www.tokyo-ikiiki.netで情報提供を行っています。
健康年金課 ☎（☎460 - 9823）

入院時食事および生活療養標準負担額

| 所得区分 | 負担区分 | 自己負担額（月額） | | 食事療養標準負担額 | | 生活療養標準負担額（療養病床に入院する場合） |
|---------------------|------|-----------|-------------|--------------------|----------------------------|------------------------|
| | | 外来（個人ごと） | （外来+入院）世帯ごと | 90日までの入院 | 直近12か月で90日を超える入院 | |
| 低所得Ⅱ | 1割 | 8,000円 | 24,600円 | 90日までの入院 1食210円 | 直近12か月で90日を超える入院 1食160円 | 1食210円（居住費） 1日320円 |
| | | | 15,000円 | 1食 100円 | 1食100円 | 1食130円（居住費） 1日320円 |
| 低所得Ⅰ （老齢福祉年金受給者） | 1割 | 8,000円 | 15,000円 | 1食 100円 | 1食 100円 | 1食100円 |